
令和4年度第1回練馬区入札監視委員会

（令和4年7月22日（金）：午後2時00分～午後4時00分）

- 1 開催日時 令和4年7月22日（金）午後2時00分～午後4時00分
 - 2 開催場所 練馬区役所本庁舎5階 庁議室
 - 3 出席者
委員 委員、委員、委員
区 総務部長、総務課長・庁舎管理係長、経理用地課長
施設管理課長、施設整備課長・機械担当係長
道路公園課長・工事係長・街路灯係長、計画課長、交通安全課長
スポーツ振興課長・施設係長
自宅療養環境整備担当課長・自宅療養支援担当係長
学務課長・管理係長
公立保育所係長
選挙管理委員会事務局長
 - 4 議事
 - （1）前回議事概要の確認（資料1）
 - （2）審議案件
令和3年度後期入札案件の参加資格設定経過等について
 - ・審議資料（抽出案件一覧）（資料2）
 - ・工事契約一覧（資料3）
 - ・物品契約一覧（資料4）
 - ・委託等契約一覧（資料5）
 - ・設計・測量等契約一覧（資料6）
 - （3）報告事項
令和3年度後期入札・契約手続きの運用状況の報告について（資料7、8、9）
 - ・令和3年度後期契約件数等（資料7）
 - ・令和3年度工事等の入札不調一覧（資料8）
 - ・指名停止措置等について（資料9）
 - （4）その他
次回開催日程について
 - 5 会議の内容
- <前回議事概要>
全委員了承

<審議>

●案件1～10 案件抽出理由について

（委員）

案件1「街路灯省エネルギー化改修工事（その6）」

街路灯改修工事はおおむね落札率が低い、どのような入札状況であったのか知りたい。予定価格の算出経緯も確認したい。

案件2「河川管理通路整備工事」

案件3「練馬区立大泉学園小学校水飲栓直結給水化工事」

落札率が100%に近いので内容を確認したい。

案件4「練馬区立大泉さくら運動公園多目的運動場人工芝改修工事」

案件5「練馬区役所パーティション設置等工事」

案件6「酸素濃縮器の購入」

案件7「令和3年度練馬区立小・中学校のパーテーションの購入」

案件8「令和4年執行練馬区長・練馬区議会議員補欠選挙における養生シートの購入」

一般入札にしなかった理由を確認したい。

案件9「区立保育園用医療品の購入」

落札率が100%であるが、どのような入札状況であったか確認したい。契約者が区外事業者である事情も確認したい。

案件10「蛍光反射ランドセルカバーの購入（単価契約）」

予定価格と契約額との乖離が大きいが、どのような入札状況であったか確認したい。予定価格の算出経緯も確認したい。

【案件1】

街路灯省エネルギー化改修工事（その6）

（事務局）

審議案件の1番、街路灯省エネルギー化改修工事（その6）について説明する。

本件は、第2次みどりの風吹くまちビジョンアクションプランに関連する事業である「都市インフラの計画的更新」に基づき、省エネルギー化を図るため、区内に設置されている蛍光灯型街路灯をLED型街路灯へ取り替える工事である。

まず、街路灯省エネルギー化改修工事（その6）の入札結果について説明する。

資料1ページの公告書をご覧ください。本件は、予定価格が2,000万円以上5,000万円未満の電気工事であったため、練馬区建設等工事の入札参加資格等に関する要綱に基づき、共同運営格付けがA、Bランクの区内事業者を対象に、制限付き一般競争入札を実施している。

資料3ページの入札（見積）経過調書詳細（工事）をご覧ください。本件工事の入札には25者が参加し、13者が最低制限価格未満で失格となり、9者が3,501万7,000円（税込価格3,851万8,700円）の同額で応札、くじにより株式会社寿電気が落札した。落札率は88.05%であった。

抽出理由の「街路灯改修工事はおおむね落札率が低いが、どのような入札状況であったのか知りたい。また、予定価格の算出経緯も確認したい」とのことであるが、街路灯関連工事は、他の電気工事と比較しても作業内容が比較的単純な工事である。工事工程についても、他の職種との調整の必要がなく、請負事業者の裁量で決められることから、非常に人気の高い工事案件であることが推察される。

本案件についても、最低制限価格未滿で失格となった事業者が13者も生じていることから、落札金額は最低制限価格付近となっている。

電気工事の最低制限価格の設定は、工事設計書の各項目にそれぞれ割合を乗じて算出するが、いずれも、87～91%付近となっており、落札率が接近する傾向となっている。

次に、予定価格の算出経緯だが、事業者による見積りではなく、東京都建設局で定めている工事の種類ごとの基準単価に作業量を掛け、その価格にその他諸経費を足し、区所管部において予定金額を算出したものである。

参考に5ページから13ページに仕様書を付けているので、お目通しいただきたい。説明は以上である。

（委員）

今、説明のあった1番の審議案件について、質問・意見があれば願います。

（委員）

ご説明いただいて、街路灯省エネルギー化改修工事が非常に人気のある工事であることを教えていただいた。

人気があるということであれば、少しでも自社に落札されるように、有利な条件等を競ってということになるのではないのかと思うが、いただいた資料だと、10者が1,000円単位まで同じ金額で違和感がある。

それから、資料3の中で、同様の街路灯省エネルギー化改修工事（その7）までの内容を、以前に問題として取り上げたが、落札率がほとんど変わらない。人気のある工事の割には毎回落札率が1～2%ぐらいのところ集中しているのは、どうも不自然で違和感がある。

これが、公正な競争において行っているのかということに関しては、今回も疑問を感じているので、それについて説明をいただきたい。

（事務局）

例えば、普通の工事であれば数十、数百という内訳があり、工種ごとに単価設定があり、それを合計した金額が予定価格になる。

一方で、この街路灯省エネルギー化改修工事は、単純に取り替える工事であるから、工種が数種類しかない。そのため、予定価格としては区が独自に算出しているが、工種ごとの単価を業者が予想しやすくなってしまっている。

最低制限価格の設定は、各省庁が合同で設立している中央公契連が、最低制限価格の設定割合を決めている。区においては、最低制限価格の割合をその中央公契連モデルを採用している。

そのため、工種数が少ない工事案件の場合には、最低制限価格の計算方式は公表されているので、最低制限価格を予想しやすくなってしまふ。

一方で、通常の最低制限価格を下回るような金額で契約し工事を行えば、実際に働いている方の労働環境にも影響を及ぼしてしまうため、予定価格に対する最低制限価格を恣意的に低くすることはできない。

最低制限価格の設定において、根拠を持った金額の中央公契連モデルを使っており、いずれも最低制限価格付近で各社が入ってくるため、こうした結果になっている。

（委員）

説明をいただいて、ある程度は分かるような気もするが、工事として、取り替え箇所がある程度の数になるのではないか。

ある程度の量的なものがありながら、1,000円単位まで10者が全て同じというのは、違和感を完全に払拭するところまではいかない。

この点に関しては、引き続きこの委員会の中で注視していきたい。

（委員）

資料3の中で、街路灯省エネルギー化工事を見てみると、同じ名前の会社が出てくる。

例えば、本案件では最低制限価格未満で失格だったところが、別の案件で落札するようなことがあると理解した。

また、落札率が低めであり、予定価格がそもそも高過ぎるのではないかと疑問に思ったが、事務局の説明では、最低制限価格を中央公契連モデルに基づいて設定されているとのことである。最低制限価格未満になってくると、業者が適正な利益を得られなくなるという理解でよろしいか。

（事務局）

そのとおりである。

（委員）

今の説明を聞くと、積算額は、工種数が少ないので簡単に予想され、最低制限価格も見当がつくということで、結果的に9者が同じ金額となっており、2者が少し違うがほとんど同じ金額ということになると、入札をやる意味があるのか。

極端な言い方をすれば、くじ引きでやればよいというような話になる。今までの説明を聞くと、場合によっては、積算は同じだが、業者として少しでも金額に差をつけて、本件を取ろうという話であれば、最低制限価格は●●●円より少しでも下回ったら、最低制限価格未満になってしまうのか。

（事務局）

そのとおりである。

（委員）

そうすると、ますます入札をやる意味があるのか疑問である。

委員も、同じことを感じられていて、もしこのようなことを繰り返しているなら、何か工夫しないといけないと思う。

入札が形式的になっていると思う。厳しめな発言で申し訳ない。

（委員）

事務局、いかがか。

（事務局）

予定価格の設定等、工事所管課とも相談しないといけない。

契約部門の視点で言えば、先ほどの説明のとおり、最低制限価格については中央公契連モデルから算定しており、恣意的に変更することは難しい。

予定価格において、所管課で基準額の設定で工夫ができるのか。所管課の意見等を確認しながら、今回の入札監視委員会での意見を踏まえて、何か工夫の余地があるか検討していきたい。

（委員）

他にいかがか。

（経理用地課長）

最低制限価格について、妥当性のあるモデルを使わなければいけないので、予定価格の積算の仕方を、今一度、所管課と工夫ができるのかご意見を踏まえて検討していきたい。

（道路公園課長）

予定価格の設定の仕方について、積算する上で基準に沿ってやるところは、やらなくてはいけないところである。

現在の予定価格は、その積み上げにより行われている。

基準の使い方は、東京都を含め決められたところを参考に進めているので、工種が少ない分、その中身を見直すのは今の状態だと難しい。

もっとも、今までいただいたご意見は必要なことなので、契約の際は意見を参考にしたいが、予定価格の設定については、基準に沿ってやっていることをご理解いただきたい。

（委員）

他に質問等あるか。

なければ、この案件は適正に執行されていると結論付ける。

ただし、入札が形式的になっていると思われるため、工夫、検討を行っていただきたい。

委員会最終意見

本件は適正に執行されている。

【案件2】

河川管理通路整備工事

（事務局）

審議案件の2番、河川管理通路整備工事について説明する。

本件は、石神井川河川管理通路（茜歩道橋から根ヶ原橋および睦橋から豊島橋までの長さ144メートル）について、舗装面に経年劣化等によるたわみ、歪みが発生しており、これによる交通上の支障を解消するため、整備工事を行うものである。

次に入札結果について説明する。

15ページの公告書をご覧ください。本件は、予定価格が1,000万円以上2,000万円未満の一般土木工事であったため、練馬区建設等工事の入札参加者等に関する要綱に基づき、共同運営格付けがC、D、Eランクの区内事業者を対象に、制限付き一般競争入札を実施している。

17ページの、入札（見積）経過調書詳細（工事）をご覧ください。本件工事の入札には6者が参加し、4者が辞退、1者が不参で、予定価格以内、最低制限価格以上で応札した株式会社ランドテックが1,675万円（税込価格1,842万5,000円）、落札率99.98%で落札した。

抽出理由の「落札率が100%に近いので内容を確認したい」とのことであるが、本件は予定価格を事前に公表し、入札を行っている。1者が予定価格に近い額で応札し、他者が辞退するような場合には、高い落札率になることがある。

本件も6者が参加し、4者辞退、1者不参となり、結果として1者のみの応札となったため、高い応札率になったものと推察する。なお、辞退の理由について、2者は記載がないが、他2者は技術者の配置困難との記載があった。

参考に19ページから29ページに仕様書を付けているので、お目通しいただきたい。

説明は以上である。

（委員）

先ほどの案件とは全く逆で、1者しか応札しなかったというケースである。

辞退の理由としては、工事が難しい、技術者の確保ができないということか。

（事務局）

すでに、他の案件を受注しており、技術者がそちらに配置されてしまったものと推察する。

（委員）

工事の実施時期はいつか。

（道路公園課長）

工事の履行期間は、令和3年12月22日から令和4年3月17日までである。

（委員）

年末から年度末にかけての時期は、いろいろな場所で工事が集中する時期なので、それにより人振りがうまくいかないということがあると、例えば、時期を秋口にずらすような工夫をすると辞退にはならなかったのではないかと。その辺りはいかがか。

（道路公園課長）

まず、この河川関係の工事だが、基本的には渇水期に行う必要がある。

その期間には、秋口も入ってくるが、今回の工事に関しては、設計内容等の精査が必要であり年末となったが、基本的には渇水期にやらなくてはいけない。秋口ぎりぎりには施工できるが、他の時期にずらすことは難しい。

また、この工事に関しては、人通りが多く搬入が難しい現場の割に、予定価格はそれほどでないという意味で言うと、手を出しにくい工事ではないかと考える。

（委員）

今の説明で渇水期に工事を行うとなると、河川工事でいくつか重複する場合、同じような時期の工事では、技術者の配置等の部分がうまくできなくなり、こちらの工事は参加するが、別の工事は技術者がいないから最初から諦めるということが起きるか。

（道路公園課長）

秋口からの時期に関して言うと、補正予算で他の道路工事等も出てくる。

限られた技術者の中で工事を受注することになれば、工事を選んでくる可能性が十分ある。

今回もさまざまな工事があり、本件は、搬入する場所が少なく手作業が多い工事になるので、そこを得意とする業者が参加することはあるが、他に河川管理の工事が同時期に出た場合には、そちらが選ばれてしまうこともある。

そのような意味で、結果的にこちらは人気がなく、他の工事に参加されてしまったのではないかと推察する。

（委員）

渇水期では、12月から3月にかけての冬場になるのか。

例えば、3月から年度を跨ぐが、4月に施工となると雨が降ってしまう可能性が高くなるか。

（工事係長）

10月以降が適切な時期だと考えている。

工事の時期も年末年始をどうしても挟んでしまうため、年内に納めたい、もしくは、年が明けてから年度末にかけて納めたいというところが、工事の仕様としてあると思う。

今回の場合は、年が明けてから工事が進行できるという形になっているものである。

（委員）

他に質問等なければ、この案件は適正に執行されていると結論付ける。

委員会最終意見

本件は適正に執行されている。

【案件3】

練馬区立大泉学園小学校水飲栓直結給水化工事

（事務局）

審議案件の3番、練馬区立大泉学園小学校水飲栓直結給水化工事について説明する。

本件は、屋外流しおよび廊下流し、校長室、職員室等の水道の系統について、現在の貯水槽タンク水道方式から水道管直結給水方式に配管を行う工事である。

これに伴い、直結増圧ポンプユニットを新設し、老朽化した受水槽と揚水ポンプを改修するものである。

「貯水槽タンク水道方式」の場合には、学校の長期休業がある場合等には、長期間貯水されていた水を学校開始後に飲むこととなるため、味の品質がよくなかったり、また、長期間の貯水により残留塩素の消失や水質劣化等、若干、衛生上の問題が生じたが、本工事により解消されるものである。

次に、入札結果について説明する。

31ページの公告書をご覧いただきたい。本件は予定価格が5,000万円以上の給排水衛生工事であったため、練馬区建設等工事の入札参加資格等に関する要綱に基づき、共同運営格付けがAランクの区内事業者を対象に、制限付き一般競争入札を実施している。

33ページの入札（見積）経過調書詳細（工事）をご覧いただきたい。本件工事の入札には8者が参加し、5者が辞退で予定価格以内、最低制限価格以上で応札した、株式会社富張設備が5,130万円（税込価格5,643万円）、落札率99.99%で落札した。

抽出理由の「落札率が100%に近いので内容を確認したい」とのことであるが、本件も予定価格を事前に公表し、入札を行っている。1者が予定価格に近い額で応札し、2者が最低制限価格未満で失格となっている。結果として1者のみが有効な応札となったため、高い落札率になったものと推察する。

なお、辞退の3者は不明だが、残りの2者からは別案件を落札したため辞退するとの記載があった。

参考に、35ページから74ページに仕様書を付けているので、お目通しいただきたい。説明は以上である。

（委員）

この案件のご質問、ご意見等があれば、お願いいただきたい。

（委員）

落札業者は株式会社富張設備であるが、2番、3番手の株式会社不二テクアと泉幸工業株式会社の入札金額がいくらか教えていただきたい。

（事務局）

株式会社不二テクアが税抜価格●●●円で、泉幸工業が●●●円。おおむね●●%の金額で入札していた。

（委員）

予定価格は5,643万円で公表されていたとのことであるが、それに対して、2者は●●●●円の入札であった。これらは最低制限価格未満ということだが、最低制限価格はある程度推測できるのか。

（事務局）

こちらは、内訳としては工種数が多くあるので、先ほどの電気工事のような計算は難しいが、応札してきた2者が、結果として最低制限価格を割ってしまったと思われる。

（委員）

最低制限価格はいくらだったのか。

（事務局）

●●●円、割合としては●●%である。

不二テクアが●●●円であるため、約●●●●円の差で最低制限価格未満となった。

（委員）

結果は、本気で取りに行ったところが失格となり、予定価格に近い額で応札したところが落札した。印象としては残念な結果という感じか。

（事務局）

株式会社不二テクアや泉幸工業株式会社が最低制限価格以内で落札していただければ、差額分については安く済んだということであるが、最低制限価格を設定した入札なので、このようなことも起こり得る。

（委員）

他に質問等なければ、この案件は適正に執行されていると結論付ける。

委員会最終意見

本件は適正に執行されている。

【案件4】

練馬区立大泉さくら運動公園多目的運動場人工芝改修工事

（事務局）

審議案件の4番、練馬区立大泉さくら運動公園多目的運動場人工芝改修工事について説明する。

本施設は、平成27年12月に竣工し、平成28年1月より利用が開始され、令和3年11月の契約締結時には約6年が経過していた。その間に、人工芝の抜けや表層がはがれてしまうような症状が発生し、利用には影響のない範囲で、その都度、部分補修等を行ってきたが、令和3年に人工芝の轍や部分補修した箇所切れ目等に起因し、けがを負ってしまう方が目立つようになってきた。既に、損傷箇所の範囲が拡大しており、今までの部分補修では追いつかない状況であったため、全面改修の判断をしたところである。

人工芝の抜けや表層のはがれの原因は、本施設が夜間照明を備えた施設であり、非常に人気のある施設であるため、使用頻度も非常に高い施設であったこと。また、ラグビーでも使用できる施設であり、現在は禁止しているが、一部金属スパイクの使用も認めていたため、損傷の一因となった可能性がある。

次に、本件の抽出理由にある「一般入札にしなかった理由を確認したい」について説明する。

資料75ページの特命随契見積調書をご覧ください。

本件は、クリヤマ株式会社東京支社と特命随意契約を行っている。

続いて、77ページの業者指定理由書をご覧ください。

通常、人工芝は表層の芝の部分と下地緩衝材であるアンダーパッドの二重構造になっている。今回、問題となっているのは、表層の芝の部分であり、アンダーパッドについては問題がなく、施工から20年以上使用可能とのことである。アンダーパッドも合わせて改修することとなれば、費用や工期も余計にかかってしまうため、今回は表層部分のみを改修することとした。

その際に、アンダーパッドを損傷させずに、表層部分の芝のみをはがす場合には、メーカー専用の機材が必要であること、また、他メーカーの人工芝の表層部分を他メーカーのアンダーパッドに接着するとした場合には、うまく接着できるか保障しかねると事業者から回答があった。そこで、現在敷設されているイタリアのモンド社製品である「モンドターフ」を再度採用することとし、当該事業者が当該製品を取り扱うことができる国内唯一の事業者であった。

こうした理由が地方自治体施行令第167条の2第1項第2号に該当し、競争入札に適さないものであることから、クリヤマ株式会社東京支社と特命随意契約としたものである。

参考に、79ページから82ページに仕様書を付けているので、お目通しいただきたい。

説明は以上である。

（委員）

一覧表を拝見した時点では、別段、特殊なものではないと思ったが、説明を聞くと、最初に施工した業者が、この製品を唯一供給できる業者で、指名せざるを得なかったという対応であることと理解した。

そうすると、競争では他の製品が完全に存在しないという状態なので、見積書を出してもらってはいるが、ほぼ、言い値で発注せざるを得ないということか。

（スポーツ振興課長）

今回、施工できる業者は当該業者のみだったが、参考として他メーカーからも見積りを取得した。

いずれもクリヤマ株式会社東京支社よりも高額な見積りで、1億円を超える見積りが複数者から出されているため、妥当な価格と認識している。

（委員）

その見積りは、クリヤマ株式会社東京支社から製品を仕入れて工事をするという前提の見積りか。

（スポーツ振興課長）

そういうことではなく、各メーカーが取り扱っている商品を使用して工事する場合ということで参考に提出していただいた。それらを比較した結果、一番安いのがクリヤマの商品だと確認した。

（委員）

今いただいた説明で、利用者による金属製のスパイク使用があったとお伺いした。

平成27年12月に竣工で、令和3年には人工芝の抜けが見受けられたという経過をお聞きすると、劣化のスピードが早いのではないかという疑問が生じる。通常の使用における耐用年数や、どれくらいは普通に使えるという保証の表示があると思うが、アンダーパッドに関しては20年以上使用可能と出ているので、今回の人工芝の損傷は納入業者の責任にはならないのか。

また、張替えということで、業者側の提示した値段のままの張替えが、妥当であったのか。劣化が早い製品を納入した業者に対して責任を問う、あるいは、張替えについて有利な条件で行わせる交渉があったのか。

そこについて、教えていただきたい。

（スポーツ振興課長）

まず、一般的な人工芝の耐用年数は、およそ10年間とメーカーから話があった。

劣化が早かった理由は、先ほども説明があったように、非常に利用頻度が高いことに加え、夜間照明が付いているということが一つ。

また、金属スパイクの話があったが、メーカーとしては金属スパイクの使用は奨励していない。使用しないように、私どもも周知を図ってきたつもりではあったが、すり抜けて使っていたのではないかということが考えられる。

しかし、通常の耐用年数よりは短くなってしまったが、メーカーの責任とは考えていない。理由書にもあるが、導入当時から、日本サッカー協会の基準を満たした製品を入れているということで、業者の責任ではないと思っている。

（委員）

本件は、価格について交渉すべき案件だと思う。

照明が付いているサッカー場、人工芝のスタジアムは、今ではたくさんあるし、昼間だけではなく夜の利用ができる施設はかなりあると思う。

また、メーカーが10年ということは、当然、今回のような利用も視野に入れての10年ではないかと思う。6年、7年経って、7,000万円ほどの金額でまた張り替えなければいけないとなると、非常に財政面での負担が大きいことになる。これからは、施工業者に厳しく製品の質を問う姿勢をお持ちいただけるよう期待している。

（スポーツ振興課長）

1点目の価格の交渉だが、我々も、これだけの短い期間で消耗があるので、できるだけ安くしたいという思いから交渉しており、一定程度の値引きはされている。

今後のことだが、平成27年当初よりも、今回の張替え時にはメーカーの技術革新があるので、引っ張り強度や耐久性は、従前のものよりも向上した形で、工事を施工している。

そこも含めて適正に、メンテナンスの部分もしっかりと行うことで、劣化が早まることのないようにしていきたいと考えている。

（委員）

少しでも長く使うためには、使い方にもよると思う。今は金属スパイクを禁止にしている状態か。

（スポーツ振興課長）

掲示や窓口で確認をする等して、禁止を徹底しているところである。

（委員）

あまり禁止が多いと、せっかくの運動場が使いづらいというところがあり、残念なことではあるが、また短期間でこういうことがあるといけない。

将来のことになると思うが、次回張り替えの際には、また厳しく価格の交渉をしていただければと思う。

他に質問等なければ、この案件は適正に執行されていると結論付ける。

委員会最終意見

本件は適正に執行されている。

【案件5】

練馬区役所パーティション設置等工事

（事務局）

審議案件の5番、練馬区役所パーティション設置等工事について説明する。

本件は、年度末に行われる人事異動や組織改正等に伴う、事務室スペース等のレイアウト変更に伴い、パーティションの新設・移設、収納庫・デスク等の解体・組換え等を行う工事である。

次に、本件の抽出理由にある「一般入札にしなかった理由を確認したい」について説明する。

資料83ページの特命随契見積調書をご覧ください。

本件は、株式会社内田洋行営業統括グループと特命随意契約を行っている。

続いて、85ページの業者指定理由をご覧ください。

本件工事は、3月11日に練馬区職員の人事異動の内示が出されてから、新年度が開始となる前の3月31日までに終了させることが必要であり、非常にタイトな期間での契約となる。通常の入札を行ってはいは到底間に合わない工期である。

そのため、この短い工期で作業を終了させるためには、現在、区にあるパーティション等の庁舎内の在庫部品の活用等を図りながら、短期間のスケジュールでパーティションおよび壁面収納庫の新設・解体組み立てを行う必要があり、既存パーティションや在庫部品の状況について熟知していないと工期内に工事を終わらせることが不可能となる。

当該事業者は、練馬庁舎建設当時から、庁舎内のパーティションおよび壁面収納庫等について納入・施工した事業者であり、庁舎内の在庫部品等について有効な活用を提案できる唯一の事業者である。

こうした理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当し、競争入札に適さないものであることから、株式会社内田洋行営業統括グループと特命随意契約としたものである。

参考に、87ページに仕様書を付けているので、お目通しいただきたい。

説明は以上である。

(委員)

この人事異動は、定期の人事異動か。

(事務局)

そのとおりである。

(委員)

そうすると、定期の人事異動により、毎年度末必ずあるというわけで、毎年度末に必ずパーティションの移動があり、さらに短期間だからということで常に随契になるという理解でよいか。

(総務課長)

そのとおりである。

定例の人事異動が、今回は、先ほどの事務局からの説明どおり、3月11日（金）夕刻から開始している。毎年この傾向は変わらないものと認識している。

(委員)

そうすると、どのような異動になるのかは分からない訳だが、異動があるのは確実だという前提で、あらかじめ時間をかけて他の業者にも見積りを取ることはできないのか。

（総務課長）

人事異動の内示が出てこないとその後、どういう職員が、どのフロアに何人配属されるか、増減について、前もって情報を把握することは、総務課では難しいところである。ご理解いただきたい。

（委員）

人事異動があり、一定期間の中で、夜も含めてパソコンの線も含めて、全部やらなければいけないので、知っている業者でないと施工できないということは分かる。

あとは、価格面の問題で、当該事業者としかやれないのであれば、価格の交渉についてはきちんと行わなければならない。

大変さは分かるが、価格はどうしているのか、どう処理されているのか。そこが適切に行われているのであれば、やむを得ないのかという部分もあるが、どうか。

（総務課長）

委員からお話のあったとおり、価格はどうなのかという話だと思う。

業者指定理由書にも記載したとおり、落札業者に関して言うと、これまで練馬庁舎ができてからずっと携わっていただいていたところである。指定理由の下から4行目、5行目に既存製品の活用、利活用として書いている。

新しい業者の場合は、この既存というものはなく、全く新しいところで参加してくることになるため、その分お金がかかる。

これまで続いている事業者だと、短期間で施工可能であり、ノウハウも分かっているということに加え、更に既存部品を活用することで低価格になる。

ただ、我々としても、事業者に見積りをもらうときには、もっと何とかならないのかといった交渉は当然している。今後は更にそれを強化していきたい。

（委員）

指定理由書の読み方によっては、練馬庁舎建設時代から、在庫部品に併せた部品を調達できるのがこの業者だけということは、他の業者が参入できない状況になっており、それを競争の場に出すメリットと価格の面と、どちらを優先するのかは、改めて検討の余地があるかと思う。

別の業者を選んだ場合に、既存部品等の利用は全くできなくなるのか。

また、履行期間が、3月18日から3月31日の2週間弱であり、ここの期間がパーティション等の設置の履行期間と理解してよろしいのか。

（総務課長）

具材に関して説明すると、現在この庁舎で使われているパーティション等の具材は新旧あるが、それらを選択したのが現事業者である。他の事業者が参入してくると、その辺りの兼ね合いが難しいと認識している。

また、工期の話であるが、3月18日から3月31日の間で、パーティション等の設置を夜

間やお客様の迷惑にならない時間帯にやるということである。

（委員）

他に質問等なければ、この案件は適正に執行されていると結論付ける。

委員会最終意見

本件は適正に執行されている。

【案件6】

酸素濃縮器の購入

（事務局）

審議案件の6番、酸素濃縮器の購入について説明する。

本件は、コロナ禍において医療機関の対応が逼迫する中、光が丘第七小学校跡施設に開設する練馬区酸素ステーションで使用する酸素濃縮器を購入するものである。

令和3年9月17日に練馬区に設置された酸素ステーションは、新型インフルエンザ等対策措置法に基づく臨時の医療施設である。

東京都が実施している酸素ステーション事業に協力し、区が施設の整備、運営を行っている。救急要請のあった自宅療養中の新型コロナウイルス感染症患者のうち、軽症等の患者を受け入れ、医師の指示のもと酸素投与等を行うものである。開設当初のベッド数は10床で、最大で35床使用可能としており、医師・看護師による24時間体制にて運用している。

次に、本件の抽出理由にある「一般入札にしなかった理由を確認したい」について説明する。

資料89ページの特命随契見積調書をご覧ください。

本件は、株式会社ノルメカエイシア東京事務所と特命随意契約を行っている。

続いて91ページの業者指定理由書をご覧ください。

本件は、酸素ステーション開設に伴い、病床に35台およびトイレ用に5台の計40台の酸素濃縮器を必要としていた。ところが、当時、コロナ感染症の全国的な拡大に伴い、酸素濃縮器の需要が増大しており、20台については賃貸借できたが、残りの20台が不足する状況であった。

そのような中で、担当医師等もしくは医療関係者の複数者に、賃貸借、購入の両面から打診を行ったところ、当該事業者のみが、早期に販売を行うことが可能であるとの回答があった。

こうした理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当し、緊急の必要により競争入札に付することができないものであることから、株式会社ノルメカエイシア東京事務所と特命随意契約としたものである。

参考に、93ページに仕様書を付けているので、お目通しいただきたい。

説明は以上である。

（委員）

コロナ対応であることから非常に緊急性が高いものであると理解した。
この件に関して、ご質問、ご意見等はあるか。

（委員）

理由を説明いただいた酸素ステーションに必要な濃縮器が全部で40台というのは、東京都で基準があるのか。あるいは、自治体の人口比で算出された等、その辺を教えていただきたい。

（自宅療養環境整備担当課長）

酸素ステーションに必要な酸素濃縮器の数は、ベッド数に応じて用意したものである。
練馬区は光が丘第七小学校の跡地施設を活用して、区内の医療機関、主に順天堂練馬病院と協議をしながら設置した。

こちらには、35床のベッドを入れられるということで、基本的には1ベッドに対して一つだが、館内で移動される、例えばトイレに行くこと等もあるので、要所、要所に置いておく必要があるということで、40台という数字を算出したところである。

（委員）

この物品を早期に納品できるのは、当該業者しかいなかったとあるが、価格的には、他の業者でも扱っていると思うが、そちらとの見積り合わせはされているのか。

（自宅療養環境整備担当課長）

まず、酸素濃縮器を入れるに当たって、レンタルを第一としながらも、購入の線も並行して検討していた経緯がある。

酸素ステーションは、コロナの第5波がちょうど1年前の時期にあり、毎日5,000人、6,000人と陽性者が出ており、血中酸素が足りず、呼吸困難な方がたくさんいたという経緯で設置した施設である。

このため、早急に酸素濃縮の体制を整えなければならないということで、臨時の医療施設につきレンタルを考えた。

レンタルであると、大体3万5,000円程度であったが、先ほども説明したとおり、どこの事業者にも打診しても今はないという回答であった。

そういった中で、購入で見積りを取ったら約50万円であった。利用としては、レンタルと比較して、単純に割り返すと1年2～3か月で採算が合うということもあり、経済性も考慮しながら購入を検討した流れである。

（委員）

他に質問等なければ、この案件は適正に執行されていると結論付ける。

委員会最終意見

本件は適正に執行されている。

【案件7】

令和3年度練馬区立小・中学校のパーティションの購入

（事務局）

審議案件の7番、令和3年度練馬区立小・中学校のパーティションの購入について説明する。

本件は、当時新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、令和4年1月29日からまん延防止等重点措置が実施され、学級閉鎖となる学校が増加していたことから、教育・子ども関連施設における緊急の対策として、感染症予防物品の購入を実施したものである。

パーティションは、主に、発熱等の症状のある児童・生徒を保健室内にて、できうる限りの閉鎖環境を創設し、待機場所確保のため、購入したものである。

次に、本件の抽出理由にある「一般入札にしなかった理由を確認したい」についてである。

資料95ページの特命随契見積調書をご覧ください。

本件は、有限会社ブレインズと特命随意契約を行っている。

続いて、97ページの業者指定理由書をご覧ください。

当時、区においては、令和4年1月29日からまん延防止等重点措置が実施される等、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況にあり、区立小・中学校内における感染リスクが高まっていた。

文部科学省からの通知の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について」において、学校等については、児童等の学びの継続の観点等から、事業継続が要請されており、教育活動を継続していくためには、区立小・中学校の衛生環境を早期に整備する必要があった。

そのため、本件については入札手続を行ってからは、早期の対応が難しかったことから、見積り合わせを行うこととし、什器・家具の取り扱いのある事業者8社に見積りを行ったが、7者より対応が不可能であるとの回答があり、結果として、当該事業者が唯一対応可能な事業者であった。

こうした理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当し、緊急の必要により競争入札に付することができないものであることから、有限会社ブレインズと特命随意契約としたものである。

参考に99ページから101ページに仕様書を付けているので、お目通しいただきたい。

説明は以上である。

（委員）

これも、案件名がパーティションの購入だけだったものであるから、通常のパーティションの購入と思い抽出したが、中身はコロナ対応ということであった。

これについて、ご質問、ご意見等はあるか。

（委員）

これは小・中学校全校に配備したもののか。

（学務課長）

小・中学校全校に配備している。

（委員）

この会社1者で、契約日2月18日から履行期限の3月31日まで約1か月半の間で各校全部に回って配備したということか。

（学務課長）

そのとおりである。

早いところでは3月10日から配備を始めて、3月下旬の20日前後には全ての学校に配備した状況である。

（委員）

ものとしては特殊な加工をしているものなのか、それとも普通にあるものを流用できるようなものか。

（学務課長）

一般に販売しているカタログから抽出して、見積り等々を依頼したが、当時、感染状況が拡大している中で、私どもだけではなくさまざまところからパーテーションの注文があり、在庫品ではなかなか対応しきれず、メーカーに製造をお願いした。

ただし、ものとしては一般のカタログに載っているものを納入した。

（委員）

これは保健室に置くものなのか。保健室等での待機場所確保のためということだが、仕様書で拝見すると、パーテーションは1m80cmの大きさで、対コロナに役に立つものなのかというのが一つ。

また、契約金額が約2,400万円であるため、約400台だと概算で1台6万円ほどである。私の感覚では高いと感じるが、価格に関してご意見をいただければと思う。

（学務課長）

まず、1点目の配備だが、基本的には保健室に配備した。保健室といっても各校で広さ高さ等さまざまである。

保健室への配備は、普通の子どもたちを見るスペースやテーブルを置いた場所があるので、そちらを整理して、発熱している者と、その他の具合の悪くなる子どもとの接触を避ける緊急対応である。発熱した子どもに対して、基本的に保護者の方に迎えに来ていただくまでの短い間の一時的な避難場所を保健室に確保する目的で配備した。基本的にベッドがあるので、寝ている中での1m80cmであり、隔離の状況は確保できると考えて、このサイズを発注した。

2点目の価格は、カタログで見ると定価およそ10万6,000円するものである。

今回は、大体4万円前後で納品していただいた。金額が上がっている部分は、各学校への搬入や設置までお願いしているためである。これは、各学校の負担を考慮して、そこまでお願いした部分が入っている状況である。

（委員）

いろいろなお店や、役所等でもあるかと思うが、ビニールのシートのようなものの方が、効果があり安価かと思ったが、アコーディオンの衝立以外の選択肢は検討されなかったのか。

（学務課長）

確かに、ビニールのシートも有効かと思うが、例えば、子どもが休んでいる姿を、他の方が来たときに見られてしまって、「あの子はもしかして」というようなプライバシーも考慮してパーテーションにした。

また、感染状況が落ち着いて使わなくなったら、学校で邪魔にならないように折り畳みができるというところも考慮して、折り畳み式のパーテーションを選択した。

（委員）

他に質問等なければ、この案件は適正に執行されていると結論付ける。

委員会最終意見

本件は適正に執行されている。

【案件8】

令和4年執行練馬区長・練馬区議会議員補欠選挙における養生シートの購入

（事務局）

審議案件の8番、令和4年執行練馬区長・練馬区議会議員補欠選挙における養生シートの購入について説明する。

本件は、令和4年の練馬区長・練馬区議会議員補欠選挙の実施の際に、投票所・開票所として使用される施設の床面を保護するための、養生シートを購入したものである。

次に、本件の抽出理由である「指名競争入札にしなかった理由を確認したい」について説明する。

資料103ページの特命随契見積調書をご覧ください。

本件は、株式会社レンゴーと特命随意契約を行っている。

平成15年から平成17年当時、選挙で用いた物品は、ただ単に廃棄するのみではなく、再利用等について検討を行っていた。

そこで、使用済みの投票用紙のリサイクルについて、練馬区と株式会社レンゴーで共同の研究を行った結果、リサイクル品として養生シートを作成することが可能となった。その後、生産が中止となる令和元年まで、特命随意契約により購入してきたところである。

ところが、令和元年にリサイクル品の生産が中止となってしまったため、市販品の購入

を含めて見直しを行ってきた。

そこで、類似製品の取扱いがある事業者4者に確認したところ、2事業者は条件に合った製品を取り扱っておらず、また、他の2事業者は、取り扱ってはいるものの、既製品として1,000mm×50mの製品は取り扱っているが、今まで使用していた1,200mm×50mのシートは存在しなかった。また、製品の納期も、2～3か月を要するとのことであった。

1,200mm×50mの製品であれば、全体の床面を覆う必要数は全部で約650本、既製の1,000mm×50mの製品の場合は、780本必要であり、本数の増加により購入価格の増大、また、資材搬入量の増加、設営時間の増と、選挙事務に大きな影響が生じることが懸念された。

一方、株式会社レンゴーでは、投票用紙のリサイクルシートを作成することはないが、引き続きこれまでのサイズの1,200mm×50mの製品での製作は可能であること、また、納期についても約1か月程度で可能とのことである。

こうした理由が地方自治法施行令167条の2第1項第2号に該当し、競争入札に適さないものであることから、株式会社レンゴーと特命随意契約としたものである。

参考に107ページに仕様書を付けているので、お目通しいただきたい。

説明は以上である。

（委員）

養生シートは、人が歩く部分だけではなく会場全体を覆うイメージか。

（選挙管理委員会事務局長）

会場によって異なるが、例えば、学校の体育館等を使用する場合は、普段上履きで使っているようなところなので、基本的には、ほぼ全面張る必要がある。

一方で、会場によっては、そこまで養生の必要がなければ、人の動線だけ張るケースもある。

投票所は当日と期日前とあるので、さまざまな施設があるということをお考えいただきたい。

（委員）

仕様書には養生シートの購入とあったが、小学校等の施設で、設営は誰がするのか。

（選挙管理委員会事務局長）

本契約は、レンゴーに養生シートを作成してもらっているので、購入という契約になる。

その他に、投票所の設営委託については、別の契約を行っている。本件は、ものを納品するところまでが仕事で、そこから先の学校に張るのは設営業者に移るという形になる。

（委員）

設営業者は、レンゴーとは違うという理解でよいか。

（選挙管理委員会事務局長）

そのとおりである。

（委員）

市販のものと、今回のレンゴーのものと、材質として違いがあるのか。

（選挙管理委員会事務局長）

材質の面で、再生紙を使っているのが、現在の養生シートである。そのため、業者は紙を作る会社をお願いをする。そこで、この長さで幅で作製しているところは、調べたが見当たらなかった。また、実際に他区はどういうものを使用しているかと言うと、ビニールマットを使用しているところが多い。

ビニールマットは重いということが一つあり、作業負荷が掛かりやすいということと、値段を比較しても、練馬区が使用している1,200mm×50mと、市販用のビニールで最大の1,000mm×50mでは、練馬区が使用している養生シートの紙製の方が値段は安いということが明らかになっている。

（委員）

学校等で、卒業式や入学式に体育館等の下に敷くシートを持っているところはないのか。また、そのシートを利用することはできなかったのか。

650本のシートは、練馬区にある投票所全てに使用するという数なのか。

（選挙管理委員会事務局長）

練馬区の当日投票所は、区内に71か所あり、ほとんどが学校の体育館とお考えいただきたい。それ以外に、例外的に、私立幼稚園の広いところ等いくつかの会場を使っている。そこでは、全面的にシートを敷くことが条件になる。

学校や幼稚園等で、土足用の体育館全面を覆うようなシートを持っているところは聞いたことがない。もし、やるとすれば、このような形で何らかのシート、または、何らかのビニールシートを張るのではないかと考える。

（委員）

そうすると、今回の区長選に限らず、練馬区内の選挙では、この養生シートが必要だということで、今後の選挙についても、レンゴーに随意契約をするしかないという理解をしてよいか。

（選挙管理委員会事務局長）

選挙関係の物品を扱っているところと、練馬区は養生シートを紙製のものを使っているので、紙を作る業者にさまざま問い合わせた中で、同等の品物が見つからない状況である。

また、もう一つの要素として、選挙はどうしても解散等のことがあり、急に選挙が発生することがある。そのため、納品までの期間も重要な要素になっている。

これらを全部満たすという業者は、今のところレンゴー以外に見つからない状況である。

(委員)

650本のシートは、選挙が終わった後どこにしまっているのか。

(選挙管理委員会事務局長)

こちらは、使い捨てであるため使用後は廃棄になる。

その部分は、どうしても再生が難しい状況で、他区で使っているビニールシート等も全部廃棄である。再生利用は行っていない。

投票用紙のリサイクルに関しては、養生シートにはなっていないが、投票用紙をリサイクル業者に渡して、プラスチック関係の製品に変容している。

現在、使用しているシートは、投票用紙ではないが、再生紙を使用した製品なため、環境負荷の低減を図っている。

(委員)

使い捨てにするような、最低限の耐久性であればいいという理解でよいか。

(選挙管理委員会事務局長)

そのとおりである。

(委員)

他に質問等なければ、この案件は適正に執行されていると結論付ける。

委員会最終意見

本件は適正に執行されている。

【案件9】

区立保育園用医療品の購入

(事務局)

審議案件の9番、区立保育園用医療品の購入について説明する。

本件は、区立保育園全36園において、必要な医療品として、外傷消毒液、湿布薬、軟膏、包帯、絆創膏等、全85品についてまとめて購入したものである。

初めに、入札の経過について説明する。

資料109ページの入札（見積）経過調書詳細（物品）をご覧ください。

購入に当たり、練馬区物品買入れ等の入札参加資格等に関する要綱に基づき、予定価格が300万未満の物品の買入れであるため、5者を指名する指名競争入札を実施している。

開札の結果、5者のうち2者が不参で、応札した3者のうち、予定価格以内で最も安い価格で入札した株式会社三和堂が、186万8,323円、落札率100%で落札したものである。

抽出理由の「落札率が100%であるが、どのような入札状況であったか確認したい。契約者が区外事業者である事情も確認したい」とのことである。

まず、100%になった理由であるが、本件は、予定価格の設定に当たり、2者より下見

積書を取得し、より安価な方の金額を予定価格としたところ、入札の結果、予定価格以下の金額を提示できる業者が他におらず、下見積事業者がそのままの金額で落札したため、100%の落札率となっている。

次に、契約者が区外事業者であることについて、下見積りを取得する際に、区内事業者に打診を行ったところ、今回の医療品については、園へ直接配送することが条件であったため対応できないということであったり、対象とした商品の中に、そもそも取り扱っていない商品があるとの話があったため、区内限定の指名競争入札とはせずに、準区事業者1者、区外事業者4者の指名競争入札としたところである。

参考に、111ページから116ページに仕様書を付けているので、お目通しいただきたい。説明は以上である。

（委員）

仕様書に出てくる品物の詳細があるが、普通の市販品にはない、特殊なものを扱っているのか。

（公立保育所係長）

特殊なものは、強いて言えば、プラスチックエプロンが、コロナ対応で追加された品物であるが、他のものは、品物自体の取り扱いはあるかと思われる。

（委員）

そうすると、品物はあるが先ほど事務局から発言があったとおり、全ての保育園に直接納品しなければいけないところが手間な作業になるということか。

（公立保育所係長）

保育園は、消耗品の通常の発注も保育士が保育を抜けながら行っているので、直接届けていただかないと困難な状況である。

（委員）

資料114ページや115ページを見てみると、物品が細かく、それぞれ仕分けして保育園に直接持っていかなければならないとなると、手間がかかることがわかる。

具体的に、不足している品物は、保育園から上げてもらい、確認して補充する形で行っているのか。例えば、年に1回や2回、保育園から上げてもらうような形で行っているのか。

（公立保育所係長）

通常、毎月消耗品の発注を受けており、不足品で園が購入可能なものは、月々発注を上げていただいている。年に2回、まとめてストックして購入したいものは、発注を係で集約して購入している。

（委員）

そうすると、園独自で買う部分と、役所でまとめて年2回一括で購入している。そうして、薬や必要なものを切らさないようにしているという理解でよいか。

（公立保育所係長）

そのとおりである。

（委員）

市販で買うのと、三和堂で買うのと、どちらが安いのか。

（公立保育所係長）

同額程度と思われる品物もあるが、市販では3倍、三和堂で買うと3分の1の値段になる品物もある。また、1園単位でお店に発注すると、お断りされてしまう品物もある。

そのため、園が欲しければ、まとめざるを得ないようなものもあるので、品数としては、かなり多くなってしまおうという事情もある。

係の方で、薬局等に、兼用請求書等を使って園から直接購入ができないかという問い合わせをしたが、受け入れられる薬局が、今のところ数少ない。さらに、保育士が行うとなると、保育現場を離れて、購入のために兼用請求書を願いしに行くことは、煩雑になるので、保育現場の事務負担の軽減に重きを置いて続けてきたという経緯がある。

（委員）

毎年同じように発注されていると思うが、109ページには5者の名前が挙がっており、これらがいつもの事業者として挙がってくるようなところなのか。

（公立保育所係長）

そのとおりである。

（委員）

そうすると、値段の差が大分あるので、前回も三和堂だったのか。

（公立保育所係長）

私がここの職に就く前から、おそらく、三和堂が落札することが多く、私が来てから一度、サンコーが落札したこともあったが、その後、また三和堂が落札するという形で続いている。

（委員）

了解した。

他に何かあるか。

（事務局）

入札の参加者の件について、補足させていただく。

先ほど説明の中で言ったが、予定価格が300万円未満なので、運用としては5者以上の指名競争入札で、指名競争の場合は、契約係で指名を行っている。

基本のルールは、前年度の実績事業者や他の自治体における実績のある事業者を5者選択して入札を行っている。

本件は、毎年、実績事業者を指名して、実績事業者が競争入札で落札している状況である。

（委員）

他に質問等なければ、この案件も適正に執行されていると結論付ける。

委員会最終意見

本件は適正に執行されている。

【案件10】

蛍光反射ランドセルカバーの購入（単価契約）

（事務局）

審議案件の10番、蛍光反射ランドセルカバーの購入（単価契約）について説明する。

本件は、区立小学校新入学児童に対して、登下校時に運転手からの視認性を高めるために、反射材の付いたランドセルカバーを配布するために購入したものである。

初めに、入札の経過について説明する。

資料117ページの入札（見積）経過調書詳細（物品）をご覧ください。

購入に当たり、練馬区物品買入れ等の入札参加資格等に関する要綱に基づき、推定限度額が300万円未満の物品の買入れであるため、5者を指名する指名競争入札を実施している。

開札の結果、予定価格以内で最も安い価格で入札した有限会社有富商会が、単価175円、落札率●●%で落札したものである。

抽出理由の「予定価格と契約価格との乖離が大きいが、どのような入札状況であったか確認したい。予定価格の算出経緯も確認したい」とのことである。

まず、予定価格の設定についてだが、本件は下見積りを2者より徴取し、より安価な方を予定価格とした。

入札は、下見積事業者とは別の指名事業者が、より安く応札したため、予定価格より乖離した結果となったところである。

また、物品購入は、最低制限価格を設定していないため、低く応札したことによって失格となることがないので、本件のように低落札率で落札されることがある。

説明は以上である。

（委員）

これは、ランドセルに付ける黄色いカバーか。

（交通安全課長）

ご指摘のとおり、区内小学校65校の新1年生のランドセルに付けてもらうものである。ランドセルに固定できるような製品になっている。

（委員）

小学校の子どもは、いただけるのか、それとも購入になるのか。

（交通安全課長）

無償でお渡ししている。

（委員）

ものとしては別段特殊なものではないように思うが、市販しているものではないのか。拝見したら練馬区と書いてあったため、特殊仕様なのかなという気もするがいかかが。

（交通安全課長）

基本的にランドセルカバーなので、似たものについては店頭で販売しているケースもある。今回の製品については、より視認性、安全性を高めるということで、蛍光色で練馬区と入れてお渡ししている。

（委員）

こちらは、入札で決まれば、契約の価格自体は公表されることになるのか。

（事務局）

価格は公表される。

（委員）

そうすると、毎年必ず注文があるので、今回は、今回の175円を基準にして、どうしても受注したいところはもっと安くするような、どんどん安くなる可能性もあるということか。

（交通安全課長）

その可能性はある。

なお、原料単価の高騰等があるので、社会情勢にもよると思われる。

（委員）

他に質問等なければ、この案件も適正に執行されていると結論付ける。

委員会最終意見

本件は適正に執行されている。

<報告事項>

令和3年度後期入札・契約手続きの運用状況の報告について（資料7、8、9）

（事務局）

資料7、8、9に基づき説明

（委員）

指名停止の件で、印刷、事務系の会社を中心だと思うが、令和4年度の上半期がほとんど指名停止期間になっているとなると、練馬区に影響が出てくるものか。

（事務局）

今回の案件は、印刷や封入・封緘で、実際に区で依頼していた事業者も複数存在した。現実的に指名競争入札の際には、指名は行えず、また一般競争入札でも参加できない。不調になるリスクは若干高まったところであるが、事務が滞ることは、今のところない。

（委員）

了解した。

他になければ、これで報告事項を終了させていただく。

<その他>

次回の入札監視委員会は、11月21日（月）10時開始予定。